

平成29年度 第7回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成29年度第7回農業委員会総会日程表

日時 平成29年 10月 6日(金) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第6 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員(19名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 大西 嘉一郎 | 2番 石川 有利 |
| 3番 星川 安德 | 4番 横尾 昇 |
| 5番 押条 和司朗 | 6番 篠原 義尚 |
| 7番 鈴木 俊一 | 8番 武村 美枝子 |
| 9番 妻鳥 和美 | 10番 高橋 博 |
| 11番 坂上 宏 | 12番 尾崎 靖雄 |
| 13番 鈴木 博美 | 14番 高橋 藤信 |
| 15番 辻 政春 | 16番 河村 薫 |
| 17番 齋藤 伊勢子 | 18番 則友 祝幸 |
| 19番 石川 武将 | |

出席農地利用最適化推進委員(20名)

1番	脇 純樹	2番	藤田 紘正
3番	薦田 悦男	4番	森川 雅之
5番	高橋 忠明	7番	宇高 勉
8番	鎌倉 静夫	9番	石村 好典
10番	中泉 敏則	11番	石川 修平
12番	高橋 功	13番	立川 貞美
14番	三好 忠行	15番	河村 一碩
18番	真鍋 義孝	19番	加地 照男
20番	渡邊 繁	21番	越智 寧
23番	近藤 良啓	24番	高橋 祥志

欠席農地利用最適化推進委員(5名)

6番	合田 慎太郎	16番	合田 篤夫
17番	鈴木 一郎	22番	尾崎 寿則
25番	鈴木 敏也		

出席した職員

事務局長	曾我部 和司	次 長	大西 唯文
係 長	岡田 昇	係 長	河村 由美子
係 長	石川 考太		

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。何かとお忙しい中、第7回の総会に出席いただきましてありがとうございます。10月に入りましてからは、朝夕寒さまでを感じる季節となってきました。それにつれて農業の仕事が増えてまいります。稲刈りを始めとして、里芋の収穫、柑橘の収穫、野菜類の植え付け等、続きますけれども、夏の疲れが出ないように注意されてやっていただきたらと思います。新しい農業委員会の制度になりました6ヶ月が過ぎました。初めて委員になられた方は何かと大変だったと思います。そういう中、夏には農地パトロールを実施しましたが、この農地パトロールは現況調査を行い、遊休農地等の基礎資料となります。大変ですけれども、今後ともよろしく願いしたらと思います。

議 長 それでは、ただ今より総会を開催いたします。

議 長 只今の出席委員数は、19名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第7回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 ご報告いたします。農地利用最適化推進委員より5名の欠席届がありました。6番 合田慎太郎委員、16番 合田篤夫委員、17番 鈴木一郎委員、22番 尾崎寿則委員、25番 鈴木敏也委員、以上5名であります。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

5番 押条和司朗委員、4番 横尾 昇委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 受付番号26番～31番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてをご説明します。受付番号77番、中曽根町の畑1筆につきましては、親から子への贈与となっています。条件第1号から第7号につきましては問題ありません。野菜を栽培されるそうです。受付番号78番、豊岡町豊田の畑2筆については、近隣で耕作に便利のためとうことです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜を栽培されるそうです。受付番号79番、80番につきましては、父親が小作地として耕作している土地を自作地としたいということです。条件第1号から第7号までにつきましては問題ありません。野菜及び水稻を栽培されるそうです。受付番号81番、土居町津根の田1筆につきましては、長年耕作をお願いしていた譲受人への贈与ということです。条件第1号から第7号までにつきましては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号82番、土居町天満の田1筆については、受人が後継者として規模拡大をしたいということです。条件第1号から第7号につきましては問題ありません。野菜を栽培されるそうです。続きまして受付番号64番、66番については今まで保留案件になっていたものです。譲受人の〇〇さんにおいては、所有する農地が違反転用であったものが数筆ありました。そのうち1筆については、今回転用申請が出されております。他2筆につきましては資材置場となっていますが、10月に入ってから資材等を撤去中ということ、またこの土地については工業団地の代替地として、合意が形成されたということで、問題はないと思われまます。以上で説

明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号77番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 78番

委 員 異議ありません。

議 長 79番

委 員 79番、80番異議ありません。

議 長 81番

委 員 異議ありません。

議 長 82番

斎藤委員 所有者の方もこちらへ帰って来ないと思いますので、異議ありません。

議 長 64、66番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請は、26件です。受付番号107、金生町下分の案件については、受人は宅地建物取引業を営んでおり、閑静な住宅地である申請地にニーズに応えるべく受人・渡人合致の分譲宅地4区画です。受人は〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号108、上分町の案件について、受人は土木建設業を営んでおり、資材等の保管場所が不足していることから受人・渡人合致の資材置場による転用です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号109、上分町の案件について、受人は借家住まいで手狭なため申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号110、金田町三角寺の案件について、受人、四国八十八ヶ所霊場第65番札所である三角寺は、県内外からの参拝者が多いので、本殿へのアクセス条件の改善を図るために本殿への進入路を拡幅する受人・渡人合致の道路拡幅です。受人、宗教法人三角寺代表者、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号111、妻鳥町の案件については受人は借家住まいのため土地を探していたとことによる受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、三鍋祐介。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号112、下柏町の案件について、受人は建設業、宅地建物取引業等を営んでおり、閑静な住宅地に接続する申請地を譲り受けての受人・渡人合致のモデルハウス建設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号113、村松町の案件について、受人は印刷業を営んでおり、現在の事務所兼倉庫は賃貸のため、代表取締役宅に隣接する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の事務所及び作業所、倉庫建設です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、

一般基準ともに合致しています。受付番号114、中曽根町の案件について、受人は借家住まいで手狭なため申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号115、中曽根町及び中之庄町の案件について、受人は大工を営んでおり業務拡大のため申請地を譲り受けての受人・渡人合致の事務所建設です。受人、〇 〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号116、中之庄町の案件について、受人は申請地周辺の病院に通院する患者を見込んでの受人・渡人合致の調剤薬局建設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号117、中之庄町の案件について、受人は実家住まいのため、結婚を機に父から申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号118、具定町の案件については、受人は生コンクリート製造販売業を営んでおり、コンクリートミキサー等の車両を駐車するスペースが不足していることから申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場による転用です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号119、寒川町の案件について、受人は機械の製造販売業を営んでおり、現在作業スペース等が手狭で不便であることから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の工場建設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号120、寒川町の案件について、受人は実家住まいのため、結婚を機に父から申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅です。受人、〇〇〇〇。立地基準一般基準ともに合致しています。受付番号121、寒川町の案件について、受人は実家住まいで、子供も成長し手狭なため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号122 豊岡町長田の案件について、受人は借家住まいで手狭であることから申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号123、土居町上野の案件について、受人は利便性を図るため、農地への進入路を拡幅する受人・渡人合致の道路の拡幅です。受人、〇〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。なお、すでに造成されておりますが、始末書は出ています。受付番号124、土居町土居の案件について、受人は、不動産開発・リサイ

クル業を営んでいますが、現在の事業用地は新居浜市との市境にあり、地盤が弱く手狭なため、ニーズに応えるべく土居町の中心地である申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場及び資材置場です。受人、有限会社〇〇〇代表取締役、〇〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号125、土居町小林の案件について、受人は借家住まいで、高齢で介護の必要な父と同居するため、父から申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号126、土居町津根の案件について、受人は実家住まいで手狭なため、父から申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇 〇。この申請地は第1種農地ではありますが、第1種農地の例外許可事由のうち集落接続に該当し、立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号127、土居町津根の案件について、受人は建設業を営んでいるが、機械類を収納する倉庫が不足していることから申請地を借り受けての受人・渡人合致の倉庫建設です。受人、〇〇〇〇〇〇〇有限会社代表取締役、〇〇〇〇。なお、既に造成されておりますが、始末書が出ています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号128、土居町津根の案件について、受人が代表取締役を務める〇〇〇〇〇〇〇株式会社は給排水設備施工業等を営んでいるが、慢性的に駐車場及び資材置場が不足していることから、受人の自宅に近い申請地を譲り受けて会社に貸す受人・渡人合致の貸駐車場及び資材置場です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号129、土居町津根の案件について、受人は土木建設業を営んでいるが、業務繁忙により資材置場・残土置場が不足していることから、申請地を借り受けての受人・渡人合致の資材置場及び残土仮置場です。受人、株式会社〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。なお、既に造成され利用されておりますが、始末書が出ています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号130、土居町天満の案件について、受人は運送業を営んでおり、現在借りている駐車場の返還に伴い、駐車場が不足していることから申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号131、土居町蕪崎の案件について、受人は借家住まいで子供の成長により手狭になり、渡人は両親が亡くなり空き家となった一体利用地の住宅と併せて申請地を譲り受ける受人・渡人合致の一般個人住宅です。受人、〇〇〇〇〇〇。なお申請地には一体利用地の住宅が増築されており、違反転用でありま

すが、始末書が出ています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号132、土居町蕪崎の案件について、受人は建設業を営んでいるが、従業員用の駐車場が不足していることから申請地を借り受けての受人・渡人合致の駐車場及び資材置場新設です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上26件、議案第2号の説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしく申し上げます。

議 長 受付番号107番

委 員 異議ありません。

議 長 108番

委 員 108番、109番異議ありません。

議 長 110番

委 員 異議ありません。

議 長 111番

委 員 異議ありません。

議 長 112番

委 員 112番、113番異議ありません。

議 長 114番

委 員 114番、115番異議ありません。

議 長 116番

委員 116番、117番、118番異議ありません。

議長 119番

委員 119番、120番、121番異議ありません。

議長 122番

委員 異議ありません。

議長 123番

尾崎靖雄委員 現地は既にコンクリートで造成されていたのですが、始末書が出ていますので異議ありません。

議長 124番

委員 異議ありません。

議長 125番

委員 異議ありません。

議長 126番

委員 126番、127番異議ありません。

議長 128番

委員 128番、129番異議ありません。

議長 130番

委員 異議ありません。

議長 131番

委員 131番、132番異議ありません。

議長 ほかに質疑はございませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君
(岡田係長、受付番号110番～117番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号118番から126番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 それでは受付番号110番、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 111番

委員 111番、112番異議ありません。

議長 113番

委員 異議ありません。

議長 114番

委員 異議ありません。

議長 115番

委員 異議ありません。

議長 116番

委員 116番、117番異議ありません。

議長 受付番号118番から126番の再設定について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第6、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
(大西次長、受付番号18番を議案書により説明)

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 受付番号18番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 他に、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第7回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:20)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長	石川有利
委 員	押条 和司朗
委 員	横尾 昇